

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

スポーツ^①は、心身の健全な発達を促し、生活に生きがいや潤いをもたらすとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

本県では、平成 12 年に「スポーツに親しみ、スポーツに強い青森県」の実現を目指し、「あおもりスポーツ立県推進プラン」を策定しました。その後、青森県教育委員会では、平成 22 年に「県民の豊かなスポーツライフの実現」を目指した「青森県スポーツ振興計画」を策定し、様々なスポーツ振興施策に取り組んできました。その結果、各種国際大会や全国大会の開催、各種大会における本県選手の活躍など、一定の成果が見られるようになりました。

一方、国においては平成 23 年に「スポーツ基本法」^②が制定され、国民のスポーツ権が認められるとともに、スポーツがもつ様々な価値や意義を踏まえたスポーツの推進を図ることの重要性が示され、平成 24 年には「スポーツ基本計画」が策定されました。

また、56 年ぶりに世界最大のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックの 2020 年東京開催が決定し、これを受けて日本のスポーツ界も、スポーツ庁の設置や国際競技力の向上に向けた新たな取組がスタートするなど、スポーツ立国に向けた動きが加速しています。

本県においても、青森県基本計画「未来を変える挑戦」において「スポーツが盛んな青森県」を目指し、県民が年間を通して継続的にスポーツに取り組める環境を充実させるほか、全国大会などで活躍できる選手や指導者の育成などに取り組み、県民の健康づくりやスポーツによる地域活性化を図ることとしています。

この青森県基本計画の考え方、そして国の計画を踏まえて、社会の新たな変化に対応したスポーツの推進を図るため、平成 28 年 3 月に今後の本県のスポーツ推進施策の方向性を示す「青森県スポーツ推進計画」を策定しました。

2 計画一部改訂の背景

国が平成 29 年 3 月に、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針となる「第 2 期スポーツ基本計画」^③を策定しました。また、本県では、2025 年第 80 回国民スポーツ大会^④（国民体育大会は、第 78 回大会から国民スポーツ大会に名称変更）の本県開催を見据え、平成 29 年 6 月に青森県競技力向上対策本部を設置するとともに、選手の発掘・育成・強化や指導者の養成等の指針となる「青森県競技力向上基本計画」^⑤を平成 30 年 1 月に策定しました。

このような経緯から、国の計画を参酌しながら、本県のこれまでの取組の現状と課題を踏まえて、本計画を一部改訂することとしました。

3 計画の性格

この計画は、本県がスポーツの推進を通して目指すべき姿として、今後のスポーツ推進に係る施策の方向性を示すとともに、市町村や関係機関団体におけるスポーツ推進の指針となるものです。このため、本計画では施策ごとに実施主体を明示しています。

4 計画の期間

本計画は、平成 28 年度（2016）から平成 33 年度（2021）までの 6 年間を計画期間としていますが、改訂後の計画期間は、平成 31 年度（2019）から平成 33 年度（2021）の 3 年間を対象とします。